

パブリックコメントの結果と広域連合の考え方

広域連合では、「新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例（仮称）」、「新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（仮称）」について、令和4年10月6日（木）から令和4年10月31日（月）の間、ホームページ等を通じみなさまの御意見等を募集しました。この結果、御意見はありませんでしたが、広域連合の考え方につきまして、以下のとおりといたします。

ご意見	広域連合の考え方
ご意見はありませんでした	<p>パブリックコメントでご意見はありませんでしたが、①「新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例（仮称）」、②「新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（仮称）」の二つの条例案について下記のとおり修正を加えることといたしました。</p> <p>【用語について】①</p> <p>用語については、法令で定められており①で規定しなくても、字句の解釈に疑問が生じるおそれがないため規定しないこととしました。それにより、以降の条が繰り上がることとなりました。</p> <p>【条の規定の順序について】①</p> <p>条の規定の順序については、法の規定の順序に合わせることとしました。</p> <p>【手数料について】①、②</p> <p>手数料の額を無料とすることは変わりませんが、保有特定個人情報の写しの交付を受ける際、現行条例と同様に経済的困難その他特別の理由があると認められるときは、写し等の交付に要する費用を免除することができる規定を設けます。</p> <p>【開示決定等の期限について】①</p> <p>法第83条第1項を読み替える規定としました。</p> <p>【開示決定等の期限の特例について】①</p> <p>法第84条第1項を読み替える規定としました。</p> <p>【現行条例の経過措置について】①</p> <p>①については、現行条例が廃止された後も、現行条</p>

	例の廃止前にされた開示請求等や、違反行為の罰則規定については現行条例と同様とする経過措置を規定します。
--	---

今後、情報公開・個人情報保護審査会の答申及び罰則規定に関する検察庁協議を踏まえ、必要な修正を加え令和5年2月定例会で提案する予定です。